

5 じん臓機能障害等級表と診断のポイント

第5 じん臓機能障害

障害程度等級表

級別	じん臓機能障害
1級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	
3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

一 障害程度等級表解説

1 等級表1級に該当する障害は、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dℓ以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は極めて近い将来に血液浄化を目的とした治療が必要となるもの
- イ 血液浄化を目的とした治療をすでに行っているもの
- ウ じん臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中であるもの

2 等級表3級に該当する障害は、じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg/dℓ以上、8.0mg/dℓ未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2以上の所見があるものをいう。

- a じん不全に基づく末梢神経症
- b じん不全に基づく消化器症状
- c 水分電解質異常
- d じん不全に基づく精神異常
- e エックス線写真所見における骨異栄養症
- f じん性貧血
- g 代謝性アシドーシス
- h 重篤な高血圧症
- i じん疾患に直接関連するその他の症状

3 等級表4級に該当する障害はじん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg/dℓ以上、5.0mg/dℓ未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限

されるか、又は2のaからiまでのうちいずれか2以上の所見のあるものをいう。

4 高齢等の理由により、血清クレアチニン濃度の上昇が起きにくい場合については、内因性クレアチンクリアランス値に基づき、他の検査所見ならびに臨床症状も参考にしながら、障害程度の認定を行うこととする。

5 eGFR値（推算糸球体濾過量）について

eGFR値（推算糸球体濾過量）が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR値（単位はml/分/1.73m²）が10以上20未満のときは4級相当の異常、10未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。

6 その他の留意事項

（1）人工カテーテルを使用している者の障害認定について

両側水じん症で尿排泄が不可能なため人工カテーテルを使用し尿排泄をしており、透析療法は行っていないが、週1回カテーテル交換及びじん盂洗浄を施行している場合は、じん臓機能そのものの障害とは認められず、認定対象とはしない。

（2）じん移植を行った者について

じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去（軽減）状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。

「再認定」対象とする際の疾患・症例一覧（じん臓）

一 発育によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。
- ・ ただし、3歳未満で認定するものは「先天的な四肢欠損、形成不全」以外、原則として全て再認定対象者とする。
- ・ 具体的な例は、次のとおりである。

疾患・症例	留意事項
内部機能障害関係 ・ネフローゼ症候群 等	・手術や治療による改善が見込まれる事例がある。

二 進行性の病変による障害を有するとき

- ・ 進行性の病変による障害を有するときは、障害程度の重度化が予想されるため、障害更新申請の手続きによることとし、**原則として、再認定のための診査を義務づけることはしない。**

三 更生医療によりその障害程度に変化が生じることが予想されるとき

- ・ 更生医療の適用により障害程度の軽減が予想されることが身体障害者診断書で明らかなものは、再認定対象者とする。
- ・ 具体的な例は次のとおりである。なお、**ゴシック**表示のものは、本基準での再認定対象者とはしないこととする。

障害種目 更生医療の内容	留意事項
・じん移植 ・人工透析	・じん移植後は、抗免疫療法を行っている期間のみ1級である。 ・人工透析実施中のものは1級となり、障害程度は重度化するので、本基準での再認定対象者とはしない。

四 その他、障害程度に変化が生じると予想されるとき

- ・ 医師の意見を踏まえて再認定対象者に該当するかどうか判定する。

じん臓機能障害の等級診断のポイント（早見表）

診断書の「5. 日常生活の制限による分類」欄は、イ～エですか

非該当

↑ **YES**

a～iの検査所見
が1つ以下

↓ **NO**

障害程度等級表

YES

NO

障害程度等級表		障害程度等級表解説		
		次のア～ウのいずれかに該当するものをいう。		
		ア	イ	ウ
1級	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、 又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、	かつ 、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか 又は極めて近い将来に血液浄化を目的とした治療が必要となるもの	血液浄化を目的とした治療をすでに行っているもの じん臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中であるもの
2級				
3級	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、 又は血清クレアチニン濃度が5.0mg/dl以上、8.0mg/dl未満であって、	かつ 、家庭内でのきわめて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、 又は次のいずれか2以上の 所見 があるものをいう。※	/
4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、 又は血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上、5.0mg/dl未満であって、	かつ 、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、 又は上記 3級 のaからiまでのうちいずれか2以上の 所見 のあるものをいう。※	/

全等級で1種

診断書の「5. 日常生活の制限による分類」欄のア～エの状況を加味し等級意見を記入する。

- ※ 等級表3級の所見**
(診断書上は、ア～ケとなっている)
- a じん不全に基づく末梢神経症
 - b じん不全に基づく消化器症状
 - c 水分電解質異常
 - d じん不全に基づく精神異常
 - e エックス線写真所見における骨異栄養症
 - f じん性貧血
 - g 代謝性アシドーシス
 - h 重篤な高血圧症
 - i じん疾患に直接関連するその他の症状

eGFR値(推算糸球体濾過量)について

eGFR値(推算糸球体濾過量)が記載されていれば、血清クレアチニン濃度の異常に替えて、eGFR値(単位は ml/分/1.73 m²)が 10 以上 20 未満のときは4級相当の異常、10 未満のときは3級相当の異常と取り扱うことも可能とする。

(注) その他の留意事項

1 人工カテーテルを使用している者の障害認定について

両側水じん症で尿排泄が不可能なため人工カテーテルを使用し尿排泄をしており、透析療法は行っていないが、週1回カテーテル交換及びじん盂洗浄を施行している場合は、じん臓機能そのものの障害とは認められず、認定対象とはしない。

2 じん移植を行った者について

じん移植術を行った者については、抗免疫療法を要しなくなるまでは、障害の除去(軽減)状態が固定したわけではないので、抗免疫療法を必要とする期間中は、当該療法を実施しないと仮定した場合の状態と判定するものである。

診断年月日欄

**医療機関名、
指定医氏名欄**

再認定欄

は記載済みですか。